

## はじめに

高齢化の進展に伴い、近年日本では認知症高齢者数が増加の一途を辿っています。

このような社会環境において、最近深刻化しつつあるのが、認知症による「財産凍結」の問題です。財産凍結とは、認知症を発症することで預貯金や不動産などの財産が使えなくなってしまう（＝動かせなくなってしまう）ことをいいます。老後資金として蓄えてきた財産が使えなくなること、認知症高齢者本人の生活や介護に大きな影響が出る可能性があるだけでなく、それを支えていくご家族にも様々な負担が生じる可能性があります。

実際、ここ数年財産凍結に直面したご家族や関係者からの相談が急増しています。「親の預貯金が引き出せない」「親名義の自宅が売却できない」などの問題が起これ、司法書士や弁護士などの専門家に相談するケースが後を絶ちません。

しかし、財産凍結について対策（認知症対策）をしている方はまだまだ少ないのが実状です。いわゆる“終活”意識の高まりによって、自分が亡くなった後の「相続」について対策を行う人は以前に比べて増えてきましたが、認知症対策についてはその必要性が十分に認知されていません。“人生100年時代”といわれる昨今、亡くなった後の遺産分割対策や相続税対策などの相続対策もちろん重要ですが、相続が発生するまでの長い時間に起これ得る財産凍結の対策についても今後は検討しておく必要があるといえるでしょう。

本書は、このような観点から、これから認知症対策を開始しようと考えている方やそのご家族、あるいは対策をサポートする士業や不動産・金融の専門家の方々に向けて発刊する認知症対策の

入門書となります。弊社でこれまで対応した 1,000 件を超える認知症対策の相談事例をベースに、認知症対策の基本や具体的な対策内容などをわかりやすく丁寧に説明しています。

本書では、まず認知症対策の基本となる成年後見制度と家族信託について解説をしています。次に、預貯金や不動産などの「財産ごと」の認知症対策のメニューを体系的に整理しています。最後に認知症対策の事例も紹介しています。

「財産ごと」に分類している理由は、とり得る対策メニューがそれぞれの財産で異なるからです。これまでの認知症対策に関する書籍では家族信託や成年後見制度などの「制度」の説明や比較が中心でしたが、さらに一步進めてそれぞれの「財産ごと」の選択肢をできるだけ具体的に解説しているのが本書の最も大きな特徴です。

本書が認知症対策に関わる皆さまによって少しでもお役に立てればこれ以上の喜びはありません。

最後に、本書の税務監修を担当してくださった税理士法人レディング代表社員木下勇人先生、「生命保険」の認知症対策について監修してくださった株式会社 FP フローリスト代表取締役 坂本弘美様、執筆に関する様々なサポートをしてくれた弊社スタッフなど関係者の方々に感謝の意を表します。そして、執筆に向けて長きにわたり丁寧に粘り強くサポートいただいた(株)日本法令の小原絵美様、志田小夜子様にもこの場を借りて深く御礼申し上げます。

2021 年 12 月

元木 翼

# 目 次

## 第1章

### 忍び寄る認知症による「財産凍結」 ～認知症対策のポイントとタイミング～

#### I 認知症による「財産凍結」とは ..... 2

##### 1 未曾有の「認知症社会」の到来／2

##### 2 認知症とは／7

##### 3 認知症による「財産凍結」とは何か／12

##### プラスワンアドバイス01

要注意！ 認知症による“相続財産”の凍結とは..... 15

##### 4 なぜ認知症により「財産凍結」が起こるのか／17

##### 5 「誰が」「いつ」「どのように」判断能力の有無を決めるのか／19

##### プラスワンアドバイス02

要支援認定・要介護認定と判断能力の有無は関係があるのか？  
..... 25

#### II 認知症対策のポイント ..... 27

##### 1 認知症対策とは／27

##### 2 「人生100年時代」相続対策だけでは不十分？／28

##### 3 認知症対策は元気なうちにしかできない／29

|                            |    |
|----------------------------|----|
| 認知症と診断された場合には、何も対策はできないのか？ | 31 |
|----------------------------|----|

- 4 認知症対策の9割は「子供」から始まる／32
- 5 認知症対策は遅くとも「80歳」までには必ず始める／32
- 6 認知症対策は「財産の種類別」に考える／34
- 7 認知症対策の基本はこの2つ！「任意後見制度」と「家族信託」／34
- 8 認知症発症後は「法定後見」しか利用できない可能性がある／35
- 9 認知症対策は誰に相談すればよいのか／35

第2章

## 認知症対策の基本 ～まずは3つの制度を理解しよう～

- I 認知症発症「後」の対策～法定後見制度とは～…38
- 1 成年後見制度とは～法定後見と任意後見～／38
- 2 法定後見が必要となる典型例とは／43
- 3 法定後見が開始するまでの流れ／43
- 4 成年後見人の職務と義務／51

|           |    |
|-----------|----|
| 成年後見と利益相反 | 55 |
|-----------|----|

- 5 法定後見にかかる費用／56
- 6 法定後見の終了／59
- 7 居住用不動産処分許可の申立て／61

- 8 後見制度支援信託・後見制度支援預金とは／62
- 9 法定後見のメリットとデメリット・注意点／66
- 10 法定後見のよくある「3つ」の誤解／68

## II 認知症発症「前」の対策の基本①

～任意後見制度とは～ ..... 71

- 1 任意後見制度とは／71
- 2 任意後見が開始するまでの流れ／73

### ■ フォロワーアドバイス05 ■

認知症対策でよく利用する「公正証書」とは何か？..... 83

- 3 任意後見人の職務と義務／84
- 4 任意後見にかかる費用／85
- 5 任意後見契約の終了／89
- 6 任意後見のメリットとデメリット・注意点／92
- 7 任意後見のよくある「3つ」の誤解／94

## III 認知症発症「前」の対策の基本②

～家族信託とは～ ..... 96

- 1 家族信託とは／96
- 2 家族信託開始後の財産管理のイメージ／100
- 3 委託者～財産の管理を託す人～／104
- 4 受託者～財産の管理を託される人～／105
- 5 受益者～信託財産から利益を受ける人～／117
- 6 家族信託が開始するまでの流れ／120
- 7 信託の目的とは／132

- 8 家族信託できる財産・できない財産／133
- 9 信託財産を追加する方法／136
- 10 家族信託を変更する方法／138
- 11 家族信託の終了／139
- 12 後継ぎ遺贈型受益者連続信託とは／141
- 13 家族信託にかかる費用／145
- 14 家族信託にかかる税金は？／151
- 15 家族信託のメリットとデメリット・注意点／156
- 16 家族信託のよくある「3つ」の誤解／159

#### プラスワンアドバイス 06

認知症対策の前に必ず理解しておきたい、「家族信託」と「遺言」の違いとは？…………… 160

### 第3章

## 親の財産を凍結から守る！ “財産別” 認知症対策のすすめ

- I 「預貯金」の認知症対策…………… 164
  - 1 「預貯金」の凍結とは／164
  - 2 【「預貯金」の認知症対策①】 代理人カード／代理人届・代理人指名／171
  - 3 【「預貯金」の認知症対策②】 日常生活自立支援事業／175
  - 4 【「預貯金」の認知症対策③】 財産管理委任契約／179
  - 5 【「預貯金」の認知症対策④】 任意後見制度／183
  - 6 【「預貯金」の認知症対策⑤】 家族信託／189
  - 7 【「預貯金」の認知症対策⑥】 生前贈与／202
  - 8 【「預貯金」の認知症対策⑦】 信託銀行の認知症サービス／209
  - 9 【「預貯金」の認知症対策⑧】 比較表／212

## II 「自宅」の認知症対策 ..... 213

- 1 「自宅」の凍結とは／213
- 2 (「自宅」の認知症対策①) 任意後見制度／217
- 3 (「自宅」の認知症対策②) 家族信託／221

### プラスワンアドバイス07

似て非なるもの、「任意後見」と「家族信託」の違いとは？  
..... 234

- 4 (「自宅」の認知症対策③) 生前贈与／237
- 5 (「自宅」の認知症対策④) 比較表／242

## III 「収益物件」の認知症対策 ..... 243

- 1 「収益物件」の凍結とは／243
- 2 (「収益物件」の認知症対策①) 不動産管理会社の活用／245
- 3 (「収益物件」の認知症対策②) 管理業務委任契約／251
- 4 (「収益物件」の認知症対策③) 任意後見制度／254
- 5 (「収益物件」の認知症対策④) 家族信託／257
- 6 (「収益物件」の認知症対策⑤) 商事信託／266
- 7 (「収益物件」の認知症対策⑥) 生前贈与／271
- 8 (「収益物件」の認知症対策⑦) 比較表／276

## IV 「有価証券」の認知症対策 ..... 277

- 1 「有価証券」の凍結とは／277
- 2 (「有価証券」の認知症対策①) 代理人登録制度／279
- 3 (「有価証券」の認知症対策②) 任意後見制度／281
- 4 (「有価証券」の認知症対策③) 家族信託／284

- 5 「有価証券」の認知症対策④ 生前贈与／289
- 6 「有価証券」の認知症対策⑤ 比較表／291

## V 「自社株」の認知症対策 ..... 292

- 1 「自社株」の凍結とは／292
- 2 「「自社株」の認知症対策①」 任意後見制度／297
- 3 「「自社株」の認知症対策②」 家族信託／300
- 4 「「自社株」の認知症対策③」 商事信託／304
- 5 「「自社株」の認知症対策④」 生前贈与／306
- 6 「「自社株」の認知症対策⑤」 属人的株式の活用／308
- 7 「「自社株」の認知症対策⑥」 比較表／313

## VI 「生命保険」の認知症対策 ..... 314

- 1 「生命保険」の凍結とは／314
- 2 「「生命保険」の認知症対策①」 指定代理請求制度／316
- 3 「「生命保険」の認知症対策②」 契約者代理制度／319
- 4 「「生命保険」の認知症対策③」 家族登録制度／321
- 5 「「生命保険」の認知症対策④」 契約者変更／323
- 6 「「生命保険」の認知症対策⑤」 受取人の変更／324
- 7 「「生命保険」の認知症対策⑥」 任意後見制度／325
- 8 「「生命保険」の認知症対策⑦」 生命保険信託／327
- 9 「「生命保険」の認知症対策⑧」 生命保険契約照会制度／332
- 10 「「生命保険」の認知症対策⑨」 比較表／336

## 第4章

# 認知症対策の前に必ず確認！ 基本事例 10 選

- 事例 1 母の体調が急激に悪化…  
生前贈与でアパートの凍結回避／ 339
- 事例 2 兄弟が不仲で家族信託は断念…  
任意後見で財産凍結回避／ 343
- 事例 3 両親の老後資金を「家族信託」で守る／ 347
- 事例 4 自宅は「家族信託」、  
お金は「信託銀行の認知症サービス」で守る／ 351
- 事例 5 相続対策も同時にできる！  
「生前贈与」で自宅の認知症対策／ 356
- 事例 6 コロナ禍の外出自粛で父の老衰が…  
「家族信託」でアパートを守る／ 360
- 事例 7 父の証券口座を凍結から守りたいが…／ 363
- 事例 8 「不動産管理会社」を利用してまとめて  
認知症対策&相続税対策／ 367
- 事例 9 自社株の家族信託で会社のデッドロックを回避／ 370
- 事例 10 相続人が認知症…  
「家族信託＋遺言」で認知症対策＋相続対策／ 373

### プラスワンアドバイス 08

おひとりさまの認知症対策…………… 378

◎本書中、法律の条項については、下記のように省略しております。  
(例) 民法第 648 条第 3 項第 1 号 → 民法 648 ③ー

## 第 1 章

# 忍び寄る認知症による 「財産凍結」 ～認知症対策のポイントと タイミング～

# I

## 認知症による 「財産凍結」とは

### 1 未曾有の「認知症社会」の到来

#### (1) 超高齢社会の現状

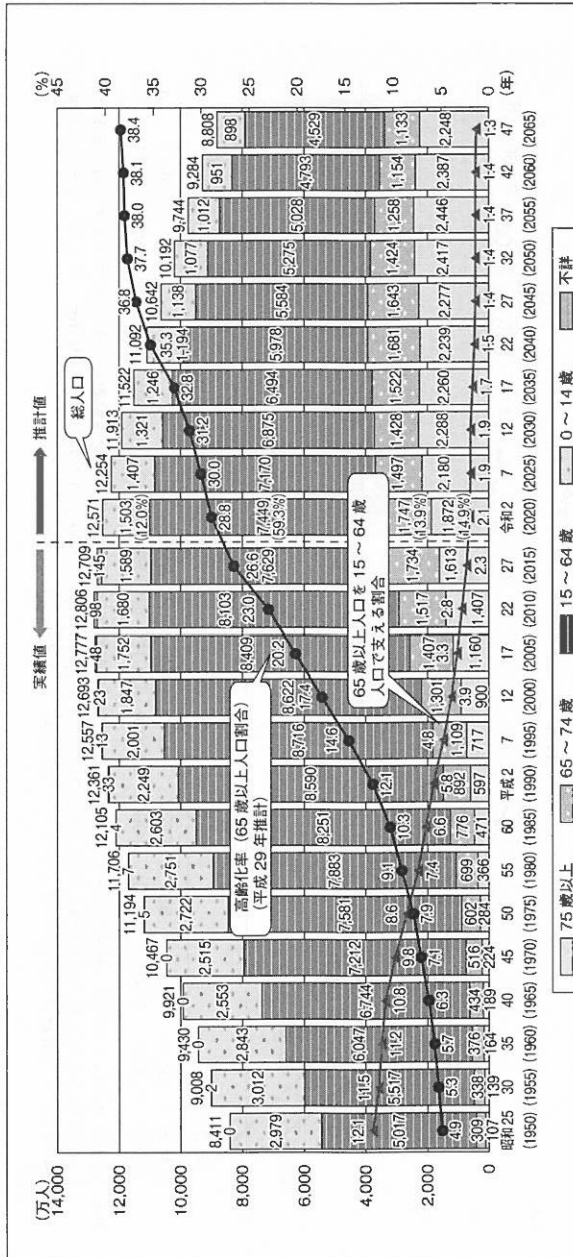
2021年（令和3年）の高齢社会白書によれば、日本の総人口は、2020年10月1日現在で、1億2,571万人となっています。

そして、高齢者（65歳以上）の人口は、1950年には総人口の5%に満たない数でしたが、1970年に7%を超え、さらに、1994年には14%を超えました。高齢化率はその後も上昇を続け、2020年10月1日現在、**28.8%**に達しています。**2025年には、高齢化率は30%に達するとされています。**およそ3人に1人が高齢者である社会が目前に迫っていることになります。

また、平均寿命については、2019年現在、男性81.41年、女性87.45年となっています。今後は、男女ともに平均寿命は延び続けていくことが予想され、2065年には、男性84.95年、女性91.35年となり、女性は90年を超えると見込まれています。

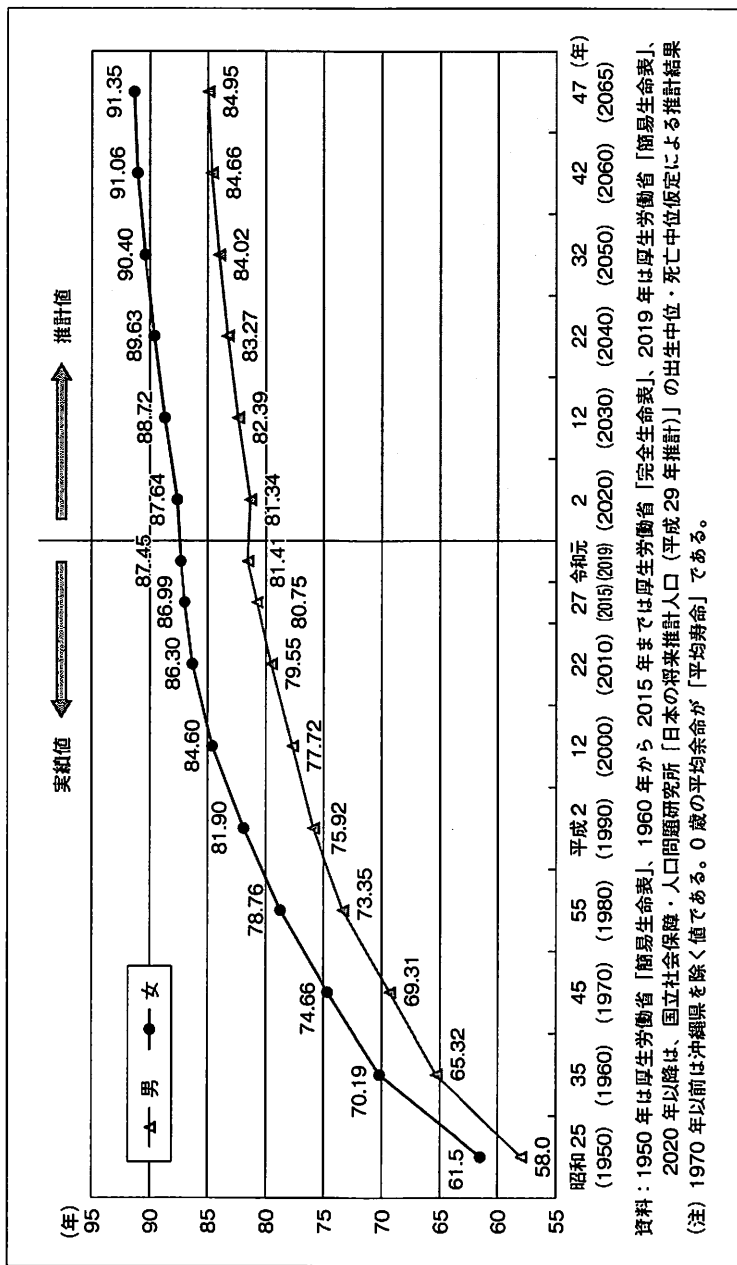
日本は、人類史上かつてない超高齢社会に突入しようとしているのです。

◆ 表 1-1

[illegible]

出典：内閣府「令和3年版高齢社会白書」

◆図表 1-2 平均寿命の推移と将来推計



出典：内閣府「令和 3 年版高齢社会白書」

## (2) 超高齢社会の進展とともに増え続ける認知症高齢者

超高齢社会の進展によって問題となるのは、「認知症」の問題です。

2017 年（平成 29 年）に内閣府が発表した「高齢社会白書」によると、2025 年の認知症高齢者（65 歳以上の認知症患者数）は約 700 万人（高齢者の約 5 人に 1 人）にのぼるとされています。今後も、高齢者数の増加とともに認知症高齢者数も上昇していき、2060 年には約 850 万人に達するとされています。

年齢が上がるにつれて発症率が上がるという認知症の性質上、さらなる高齢化の進展が確実である以上、認知症高齢者数の増加も避けられないといえます。

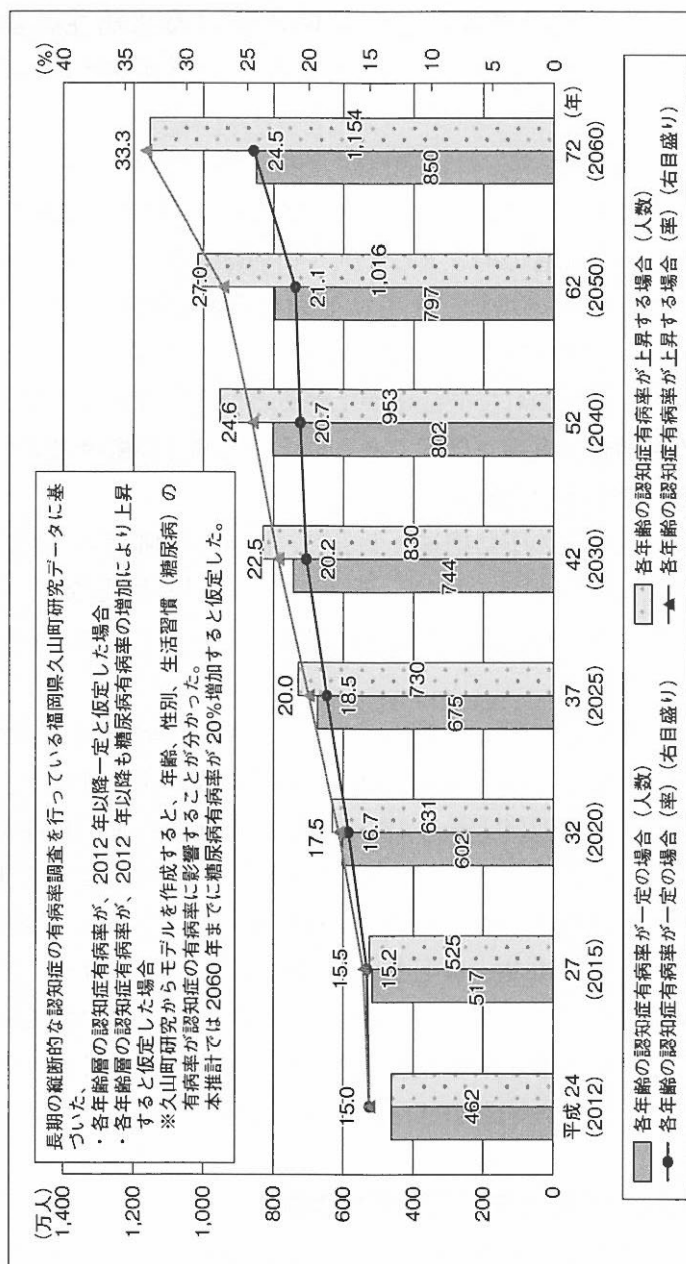
今後は、認知症の予防推進とともに、認知症高齢者の介護、自動車事故、行方不明者の増加、孤独死、財産凍結問題など、「認知症」に起因する様々な社会問題に対応していくことが求められています。

そこで、認知症に係る諸課題について、関係行政機関の緊密な連携をとりながら、政府一体となって総合的な対策を推進するため、2019 年（令和元年）6 月 18 日、「認知症施策推進関係閣僚会議」が開催されました。ここで発表された「認知症施策推進大綱」では、認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう「共生」を目指し、「認知症バリアフリー」の取組みを進めていくとともに、「共生」の基盤の下、通いの場の拡大など「予防」の取組みを政府一丸となって進めていくものとされています。今後の国を挙げた取組みが期待されています。

## (3) 認知症にどう向き合うべきか

認知症に関する様々な課題については、官民一体となって国を

◆図表 1-3 65 歳以上の認知症患者の推定者と推定有病率



資料：「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」（平成 26 年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業 九州大学 二宮教授）より内閣府作成

出典：内閣府「平成 29 年版高齢社会白書」

挙げて取り組んでいくべき事項である一方で、各個人、各家庭においても「いつ自分が、家族が認知症になってもおかしくない」という意識で積極的に予防や対策などに取り組んでいく必要があります。

本書のテーマである、認知症による「財産凍結」問題（※詳細は後述します）の対策もまったく同様です。国の制度や民間サービスだけで十分な対策を行うには限界があります。やはり我々一人一人がもっと問題意識を持つことが今後は重要となってくるでしょう。

## 2 認知症とは

「認知症」とは何らかの病気によって認知機能などに障害がある状態の総称です。認知症という「病名」があるわけではありません。認知症対策の話に入る前に、認知症の基本的な知識について確認しましょう。

### (1) 認知症とは

認知症とは、成年期以降に、脳の病変によって起こる認知機能（記憶、知識、言語、理解、思考、注意、見当識、計算、判断など）の低下をきたした状態をいい、次の3点の特徴があるとされています。

- |                                                                                                                                                  |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 脳に器質的な障害があり、認知機能が低下している</li><li>② 意識がはっきりしている</li><li>③ 認知機能の障害とともに、感情、意欲、行動に変化があり、日常生活に支障がおこる</li></ul> |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

（長谷川和夫著「よくわかる認知症の教科書」（朝日新聞出版、2013年））

高齢になるほど発症リスクは高まりますが、あくまで加齢とは別に起こるものとされています。

以前は「痴呆」と呼ばれていましたが、差別や偏見を助長するニュアンスがあるとして、2004年に厚生労働省の用語検討会によって「認知症」への言い換えを求める報告がまとめられ、現在は、「痴呆」という用語は廃止され、「認知症」に置き換えられています。

## (2) 認知症の種類

認知症には4大認知症と呼ばれる「アルツハイマー型認知症」「脳血管性認知症」「レビー小体型認知症」「前頭側頭型認知症」があり、次のように分類されています。

### < 4大認知症の分類 >

- ・脳細胞の変化によって起こるもの  
「アルツハイマー型認知症」「レビー小体型認知症」「前頭側頭型認知症」
- ・脳梗塞や脳出血などによって起こるもの  
「脳血管性認知症」

認知症を引き起こす疾患は多岐にわたりますが、老年期の代表的な原因疾患はアルツハイマー型認知症と脳血管性認知症であることが多いとされています。

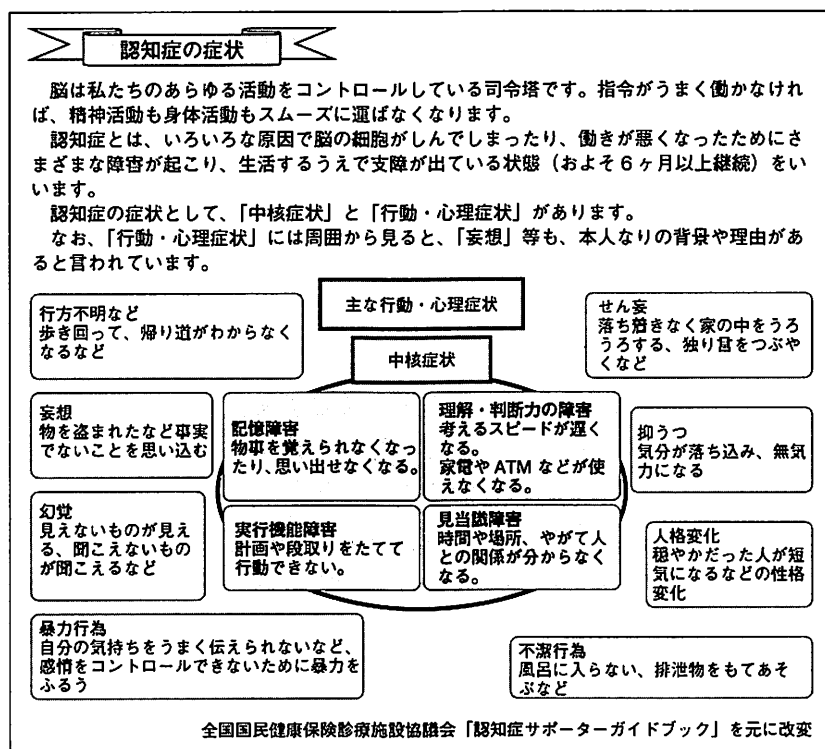
上記以外にも、脳腫瘍、正常圧水頭症、頭部外傷、内分泌異常、代謝異常、感染症などの疾患による認知症もあります。

### (3) 認知症の症状

認知症の症状は、中核症状と行動・心理症状（BPSD）に分けることができます。中核症状とは、認知症を発症した場合に必ず現れる症状をいいます。

これに対して、行動・心理症状とは、中核症状と相まって、本人の生活環境や性格などによって二次的に引き起こされる症状をいいます。行動・心理症状はすべての認知症患者に現れるわけではないとされています。

◆図表 1-4 中核症状と行動・心理症状



出典：第78回社会保障審議会介護保険部会（令和元年6月20日）参考資料2-1より抜粋

## ＜中核症状＞

程度や発生順序は人により差がありますが、すべての認知症患者に普遍的にみられる症状を中核症状と呼んでいます。これらは細胞神経の脱落によって発生する症状で、進行性の病態像をもつため一過性の場合は認知症と診断はされないといわれています。

- ・ 記憶障害 …………… 近時記憶力の低下。
- ・ 見当識障害 …………… 時間・場所・人物に関する状況や関係性がわからなくなる。
- ・ 実行機能障害 …………… 料理の手順や調理方法、家電製品の使い方などがわからなくなる。
- ・ 感情抑制の困難 ……… 感情抑制ができず、些細な事に対しても喜怒哀楽が激しくなる。
- ・ 失認 …………… 五感の正常処理が困難になり対象の正しい認知・認識ができなくなる。歩き慣れた道で迷ってしまう等。
- ・ 失行 …………… 運動機能障害はないが、日常的な行動が困難になる。洋服の着脱方法がわからなくなる等。
- ・ 失語 …………… 聞く、話す、書く、読むといった言語機能の低下。聞き返しが増える、言葉がなかなか出てこない等。
- ・ 判断力障害 …………… 曖昧な表現の理解、物の共通点や違いの判断、物事の良し悪しの判断等ができなくなる。季節に応じた服の選択ができない等。

## 著者略歴

元木 翼（もとき つばさ）

司法書士法人ミラシア・行政書士法人ミラシア 代表社員

司法書士・行政書士

千葉商科大学特別講師

一般社団法人 OSD よりそいネットワーク 理事

1983 年生まれ。早稲田大学教育学部英語英米文化学科卒業。

大手司法書士法人支店長などを経て、2017 年開業。相続・遺言、後見、家族信託などが専門。相談実績は累計 1,500 件を超え、家族信託については日本トップクラスの組成件数を誇る。豊富な経験・事例を基に、“オーダーメイド”の生前対策サービスを展開している。専門家・実務家向けコミュニティ「生前対策実務家倶楽部ミラシア」を主宰し、会員数は 150 名を超える。相続や家族信託などに関するセミナー・講演実績多数。

### 【メディア実績】

フジテレビ「とくダネ!」、読売新聞、朝日新聞、産経新聞、東京新聞、毎日新聞、夕刊フジ、ハルメク、週刊朝日、サンデー毎日他多数。

### 【運営サイト・チャンネル】

- ・「MIRASIA TIMES（ミラシア タイムズ）～相続・遺言・家族信託に特化した日本で一番分かりやすい生前対策情報サイト～」  
<https://mirasia-times.jp/>

- ・「家族信託・民事信託のミラシア」  
<https://kazokushintaku-mirasia.com/>
- ・「相続放棄のミラシア」  
<https://souzoku-houki-mirasia.com/>
- ・「生前対策実務家倶楽部 ミラシア」  
<https://www.mirasia-club.co.jp/>
- ・「日本一分かりやすい相続・認知症対策チャンネル 運営 司法書士法人ミラシア」  
<https://www.youtube.com/channel/UCXB1M34NMIBJUnwI--LrTJQ>

## 【著書】

『新しい常識 家族間契約の知識と実践』（共著）（日本法令、2021 年 7 月）

## ●執筆協力

永井 悠一郎（ながい ゆういちろう）

司法書士法人ミラシア

司法書士

1990年生まれ。中央大学法学部法律学科卒業。

大手司法書士法人での勤務を経て、2019年司法書士法人ミラシアに入所。専門は相続・遺言・後見・家族信託。これまで100件以上の家族信託の組成に携わり、様々な制度を比較した丁寧でわかりやすい説明に定評がある。金融機関において信託契約書のリーガルチェックを行っていた経験もあり、家族信託などの認知症対策に深い見識がある。

### ▶▶連絡先

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋二丁目8番3号

リードシー飯田橋ビル8階

司法書士法人ミラシア

行政書士法人ミラシア

株式会社ミラシアコンサルティング

電話：03-6261-6405 Fax：03-6261-6552

e-Mail：mirasia-support@mirasia.or.jp

URL：https://mirasia.or.jp

## 税務監修者 略歴

木下 勇人（きのした はやと）

税理士法人レディング 代表社員

公認会計士・税理士

愛知県津島市出身。税理士法人トーマツ（現デロイト トーマツ税理士法人）にて非上場会社オーナーファミリーの事業承継対策に従事。2009年、名古屋で相続専門税理士法人を設立し、富裕層に対する不動産・財産コンサルティング、オーナー社長への事業承継コンサルティングを中心に業務を展開。2017年9月に東京事務所開設、2021年6月につくば事務所開設と同時にM&A支援事業も展開。東京税理士会 麹町支部所属。

### ▶▶連絡先

〒102-0085 東京都千代田区六番町 13-1 ハイッ六番町 501  
税理士法人レディング

電話：03-6265-4903

FAX：03-6265-4904

URL：<https://www.leding.or.jp>

e-Mail：info@leding.or.jp

### 名古屋事務所

〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄 5-27-12  
富士火災名古屋ビル 6階

電話：052-253-9457 FAX：052-253-9458

### つくば事務所

〒305-0033 茨城県つくば市東新井 2-1 KMS.S-2ビル 404  
電話：029-896-8106 FAX：029-896-8107

## 「生命保険」の認知症対策監修者 略歴

夙本 弘美（ゆりもと ひろみ）

株式会社 FP フローリスト代表取締役

CFP®認定者

1級ファイナンシャル・プランニング技能士

大阪府出身。1995年神戸大学理学部地球科学科卒業。

出産を機にマネープランの必要性を痛感し、一男一女の子育てをしながらFP開業し、1,200件以上の相談を受ける。資産運用・家計管理・住宅購入・保険見直しなど幅広いマネー相談に精通し、親身なアドバイスが好評。2013年、FP開業10周年を節目に、日本初の本格的な女性FP養成機関株式会社FPフローリストを設立。後進の育成と良質なFPサービスの普及に尽力している。